マイナンバー(個人番号)カード 臨時交付窓口を開設します

1

《日時》

- 2月7日(金) 17時30分 ~ 18時45分
- 2月8日(土) 8時30分 ~ 16時45分
- 2月9日(日) 8時30分 ~ 16時45分

《場所》

総合窓口課

- ※本庁の総合窓口課のみで窓口を開設します。
- ※吉田町以外に住所がある方で、臨時交付窓口での 受け取りを希望する方は、事前に本庁の総合窓口 課、もしくは住所地の支所へ2月5日(水)までにご連 絡ください。

《対象者》

マイナンバーカードを申請し、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)」が届いている方

後期高齢者医療制度医療費通知を送付します

どの程度医療機関を受診しているかを知り、健康管理と医療費適正化に役立てていただくため、医療費通知を送付しています。医療費通知は確定申告の医療費控除にも利用できます。

《送付時期》

- 1回目
- 1月下旬(平成31年1月~令和元年10月診療分)
- 2回目
- 3月中旬(令和元年11、12月診療分)

《対象者》

- 発送日時点で後期高齢者医療の資格がある方
- ■期間中に医療機関を受診した全ての被保険者
- ※資格喪失者(死亡、広域外転居、生活保護開始等)・ DV支援対象者・医療費通知送付停止申出者は送付 対象外です。

■その他注意点

- 医療機関が県外の場合は「○○県」と表記します。
- 医療機関名が長い場合は一部のみ表記します。
- 今年度中に広島県へ転入した方の転入前の医療費 通知は、転入前の都道府県の後期高齢者医療広域 連合へ問い合わせてください。

間保険医療課 医療保険年金係 担当:三宅 ☎・お太助フォン 42-5619 월 42-2130

《持参するもの》

- 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 (はがき)
- 通知カード(個人番号を通知した紙のカード)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 本人確認書類(運転免許証・パスポート・在留カード・住民基本台帳カード等、顔写真付きの公的機関が発行しているものを1点)
- ※顔写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保 険証・年金手帳・医療受給者証・社員証・学生証・預 金通帳等のうち2点)
- ■印鑑
- ※15歳未満の方のマイナンバーカード受け取りや、病気・身体の障害、その他やむを得ない理由により本人が来られない場合はお問い合わせください。

問総合窓口課 窓口係 担当:小井☆・お太助フォン 42-5616 월 42-2130各支所(連絡先はP5目次下部に記載)

お太助タクシーチケット 使用上の注意

重度障害者の外出支援のためにお太助タクシーチ ケットを交付しています。チケットは使用期限を過ぎる と使用できませんのでご注意ください。

■今年度交付したチケットの使用期限 3月31日(火)

※チケットは市が指定するタクシー業者であれば、市外・市内どちらへの移動にも使用できます。

■チケット使用時の注意点

- 利用対象者本人(チケットに印字している名前の 方)の乗車時以外は使用できません。
- チケット使用時は、本人確認のため必ず身体障害者 手帳などを乗務員に提示してください。
- ※不正使用があった場合は、チケット相当分を返金していただきます。



問社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡 ☎・お太助フォン 42-5615 월 42-2130

制度に関するお知らせ

行政情報

令和2年度 安芸高田市奨学金 奨学生募集

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・ その他の学校への修学が困難な方へ、修学上必要な 学資金の一部を貸し付けます。

《対象者》

- 奨学金貸付を希望する本人、または扶養している家 族の住所が1年以上本市にある方
- 高等学校や大学などに在学している方
- ■「経済的理由で修学が困難である者」として市が定める基準に該当している方

●市が定める基準(収入)の目安

4人世帯(父:給与収入母:無収入本人:大学生妹:中学生) を想定した場合、世帯の収入が639万円以下

- ■学習状況が良好な方
- 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を 受けていない方
- 連帯保証人を2名立てられる方

《申請時必要書類等》

- 奨学金貸付申請書
- 所得を証明する書類(本人が生計を営む場合は本人、その他の場合は世帯全員分)
- 在学証明書

- 世帯全員の住民票
- 個人情報閲覧に関する同意書

《受付期間》

2月3日(月)~4月20日(月)

《受付·提出窓口》

教育総務課総務係

- ※申請書は受付窓口に設置しています(市ホームページからもダウンロードできます)。
- ※郵送での提出はできません。

《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で 審査のうえ可否を決定し、申請者へ通知します(6月下 旬頃)。

■奨学金返還免除制度

平成29年4月から若者定住促進の取り組みとして、 市の奨学金を利用していた方に対し、一定の要件を満 たしている場合に奨学金返還金を免除する制度を創 設しています。

問教育総務課 総務係 担当:下中

通院費の一部を支給します 障害者等交通費補助金支給制度

障害の更生、または治療を目的として医療機関に通 院している方へ、通院にかかる交通費の一部を助成し ます。

《対象者》

- ■本市に住所がある方
- 市が障害福祉サービスを提供している方
- ■以下の①~⑥、いずれかの理由で通院する方
- ①身体障害者手帳(腎臓機能障害)所持者の人工透析のための通院
- ②身体障害者手帳1~3級を所持する義務教育終了までの児童の障害の更生のための通院(保護者分も支給)
- ③療育手帳 (A・A・B) 所持者の障害の更生のための通院(保護者分も支給)

- ④小児慢性特定疾患対策対象疾患の対象児で、その 治療のための通院(対象児が18歳未満の場合は保 護者分も支給)
- ⑤指定難病対象者でその治療のための通院

☆・お太助フォン 42-0049 월 42-4396

- ⑥自立支援医療費(精神通院)受給者、または精神障害者保健福祉手帳を所持している方の障害の更生のための通院(対象児が18歳未満の場合は保護者分も支給)
- ※タクシー利用助成等、他のサービスを受けている場合は対象外です。

《補助金額》

公共交通機関等の往復運賃のうち、①の対象者は 1/2、②~⑥の対象者は1/3を助成

※交通費の支給は申請した月から対象です。

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:小野 **☆・**お太助フォン 42-5615 **△** 42-2130